



(号外)
独立行政法人国立印刷局

官報
目次

政令

条約

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(四二九)
- 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(四三〇)
- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(一九)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定(一九)
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第九条第一号の農林水産大臣が定める農作物を定める件(農林水産二四二六)
- 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働一五七)
- 母子保健法施行規則の一部を改正する省令(同二五八)
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同二五九)

- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(一九)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定(一九)
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第九条第一号の農林水産大臣が定める農作物を定める件(農林水産二四二六)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件(環境二〇五)
- 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件(同二〇六)
- 廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法(同二〇七)

- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一六〇)
- 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令(環境三六)
- 除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令(同三七)

- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の効力発生に関する件(外務四一六)
- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件(同四一七)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の効力発生に関する件(同四一八)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件(同四一九)

- 処分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一二二)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一二三)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一四)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

○

△

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

- 厚生労働省令第百六十号
厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十二条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

- 別表第四愛知の款名古屋東の項目に「(瀬戸労働基準監督署の管轄区域を除く。)」を削り、

- 別表第五愛知の款名古屋東の項目に「(日進市)」の下に「長久手市」を加える。

附 則

この省令は、平成二十四年一月四日から施行する。

○環境省令第三十六号

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百九十四号)第三条及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

- 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

- 地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十五号とし、第八号から第十九号までを五号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の五号を加える。

八 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)以下「放射性物質汚染対処特措法」という)第十六条に基づく報告の受理に関すること。

九 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(以下「施行規則」という)に規定する確認に関すること。

十 施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

十一 指定廃棄物(放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。次号において同じ。)の指定に関すること。

十二 放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徵収、立入検査及び取去に関すること(指定廃棄物の保管及び特定廃棄物(同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。)の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。)。

第五条中第二十二条を第二十四条とし、第十八条から第二十一条までを二号ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の二号を加える。

- 十九 放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徵収、立入検査及び取去に関すること(除染特別地域(同法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。)に係る除染等の措置等(同項に規定する除染等の措置等をいう。)に係るものに限る。)

附 則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○環境省令第三十七号

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第三十五条第一項第四号の規定に基づき、除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

- 除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令

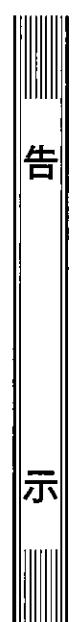
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
二 國立大学法人法(平成十五年法律第百十一号)第一条第一項に規定する國立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

附 則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

告 示



○外務省告示第四百六十六号

平成二十二年十二月二十日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定について、両締約国政府が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十三年十二月二十一日ソウルで行われた。よって、同協定は、その第十六条の規定に従い、平成二十四年一月二十一日に効力を生ずる。

平成二十三年十二月二十八日

外務大臣 玄葉光一郎

○外務省告示第四百六十七号

平成二十二年十二月二十日に東京で原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

平成二十三年十二月二十八日

外務大臣 玄葉光一郎

○環境省告示第百十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第二十五条第一項第六号の規定に基づき、处分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十一月二十八日

处分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十五条第一項第六号の規定に基づき、環境大臣が定める方法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第二十六条第一項第三号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イ(1)の規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十一月二十八日

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項

第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イ(1)の規定による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イ(1)の規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項

第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年法律第三十三号)第二十六条第一項第四号ハ(2)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第四号ハ(2)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第四号ハ(2)の規定に基づき、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十一月二十八日

環境大臣 細野 豪志

○環境省告示第百十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第二十六条第四項第二号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イ(1)の規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年十一月二十八日

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項

第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イ(1)の規定に基づき、平成二十四年一月一日から適用する。

○環境省告示第百十六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第二十六条第四項第二号ハ(2)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハ(2)の規定に基づき、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十一月二十八日

環境大臣 細野 豪志

○環境省告示第百十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年法律第三十三号)第二十六条第一項第四号ハ(2)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第四号ハ(2)の規定に基づき、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十一月二十八日

環境大臣 細野 豪志